### 1 金融円滑化にかかる基本的方針

いみず野農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、 お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいり ます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の 金融機関等(政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。)と緊密な連携を図るよう努 めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
  - (1)組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

#### 附則

- この方針は、平成22年1月25日から施行する。
- この方針の変更は、平成25年4月1日から実施する。

## 2 ご相談窓口

当組合では現在、本支店の「ご相談窓口」において、中小企業・個人事業主および住宅ローンをご利用いただくお客さまからのご相談にきめ細やかに応じております。

お客様のためのご相談窓口

亡结々	所在地	相談窓口	電話番号
店舗名	別往地	相談念口	电动留万
本店	射水市北野 1555-1	金融共済部	0766-52-0974
小杉支店	射水市三ヶ 981	金融窓口	0766-55-2525
太閤山支店	射水市黒河 4728-5	金融窓口	0766-56-3011
三島野支店	射水市大門本江 285-1	金融窓口	0766-52-0262
南郷支店	射水市串田 1374-1	金融窓口	0766-54-1011
大島支店	射水市小島 704	金融窓口	0766-52-0109
大門支店	射水市北野 1555-1	金融窓口	0766-52-0415
新湊支店	射水市本町3丁目17-8	金融窓口	0766-82-8540
新湊南支店	射水市沖塚原 778-1	金融窓口	0766-82-8560
片口支店	射水市新片町 5-11	金融窓口	0766-86-1046
堀岡支店	射水市堀岡 301	金融窓口	0766-86-1015
東部支店	射水市加茂中部 196	金融窓口	0766-59-2341

(ご相談受付時間:9時~16時)

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、企画管理部にてお受けいたします。 苦情相談窓口 TEL 0766-52-0023 (受付時間:9時~16時)

# 3 貸付条件変更等の実施状況

(1) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、平成25年3月末で期限が到来しましたが、引き続き実施状況を開示します。

## 「貸付条件の変更等の実施状況について(平成30年3月末)」2018.5.1

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の実施状況

〔債務者が中小企業者である場合〕

(件数)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
	12 月末	3月末	6月末	9月末	3 月末	3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	5	5	6	6	7	7
うち、実行に係る貸付債権	1	1	2	2	3	3
うち、謝絶に係る貸付債権	4	4	4	4	4	4
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の実施状況

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(件数)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
	12 月末	3 月末	6月末	9 月末	3 月末	3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	23	23	23	23	23	24
うち、実行に係る貸付債権	22	22	22	22	22	23
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	1	1	1	1	1	1

## 「貸付条件の変更等の実施状況について(平成31年3月末)」2019.5.1

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の実施状況

〔債務者が中小企業者である場合〕

(件数)

	平成 28 年	平成 28 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
	3月末	6月末	9月末	3月末	3 月末	3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	5	6	6	7	7	8
うち、実行に係る貸付債権	1	2	2	3	3	4
うち、謝絶に係る貸付債権	4	4	4	4	4	4
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の実施状況

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(件数)

	平成 28 年	平成 28 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
	3月末	6月末	9月末	3月末	3 月末	3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	23	23	23	23	24	25
うち、実行に係る貸付債権	22	22	22	22	23	24
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	1	1	1	1	1	1

## 「貸付条件の変更等の実施状況について(令和2年3月末)」2020.5.1

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の実施状況

〔債務者が中小企業者である場合〕

(件数)

	平成 28 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
	6月末	9月末	3 月末	3 月末	3 月末	3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	6	6	7	7	8	8
うち、実行に係る貸付債権	2	2	3	3	4	4
うち、謝絶に係る貸付債権	4	4	4	4	4	4
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の実施状況

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(件数)

	平成 28 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
	6月末	9月末	3 月末	3月末	3 月末	3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	23	23	23	24	25	25
うち、実行に係る貸付債権	22	22	22	23	24	24
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	1	1	1	1	1	1